

柏崎民商会報

19年11月4日

〒九四五〇八三二
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号
TEL(〇二五七)一三一一九九七(代)
FAX(〇二五七)一三一一九三〇七

消費税10%増税後一か月

「商売・お仕事はいかがでしょうか」

「元帳なんか付けたことがない。どうすればいいですか?」(飲食業者)「税務署や商工会の説明会は説明だけで終わり。さつぱりわからなかった。今日の話で、私ら飲食業者が、帳面付けで大変になることがよく分かった」。記帳は、パソコンでしているし、接待交際費などで、8%に気を付ければいいだけかあ?」(製造業者)。「うちは今、免税業者(消費税を税務署に納めない業者)だから、取引先から課税業者(消費税を税務署に納める業者)になれと言われる可能性はありますね」(電気工事業者)など、民商主催と班主催の消費税学習会に参加した会員さんの区分記帳やインボイス(適格請求書)に対する不安や疑問の声です。



「10月に入ったら、なおさらお客がこなくなつた。私ら外食産業がまず切り詰められる」
「8月ごろから仕事が減ってきて、10月はずくな仕事をしていない」(製造業者)「国会中継を見てただけど、大企業の溜め込み金と輸出大企業への消費税の還付金はもっと報道しないとダメ」などと先行きへの不安・ボヤキと怒りが沸々。集まってどんどん学び合ひましょう。

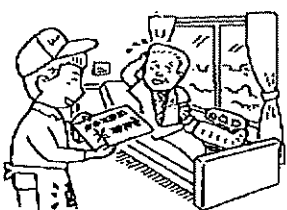
「自前の民商共済って、なに?」 学習親睦会開き、12人が学び会つ

共済会は、10月19日(土)、「会員加入率

80%共済会」の達成へ、秋の運動で仲間をふやそうと学習親睦会を開きました。

第一部は、学習会で洲崎理事長が「今日の情勢と仲間どうしの助け合いの民商共済」、西村副理事長が「民商ならではの助け合いの共済制度内容」、桐生会計が「加入から共済金申請書手続きまで仲間どうしで支えあう『加入申込書等の書き方等』」をそれぞれ説明。学習会には、2名の役員さんが初参加しました。

学習会後は、第二部の親睦会で、バスツアーのお誘いなど時間の許す限り飲み語り合ひました。



チェックしてください最低賃金

10月よりアップ!時間額830円

年齢やパート・アルバイトなどの働き方の違いに関わらず、すべての労働者に適用する金額になります。チェックしてください。

台風15号・19号と九州北部豪雨

災害支援金にご協力ください

柏崎民商は2つの大きな地震の際に全国の仲間から募金を頂きました。今回の台風と豪雨で、会員や読者が被害を受けています。ご協力よろしくお願い致します。

11月の弁護士無料法律相談は12日

毎月好評の相談会です。予約制ですので相談希望者は民商事務所まで連絡下さい。

